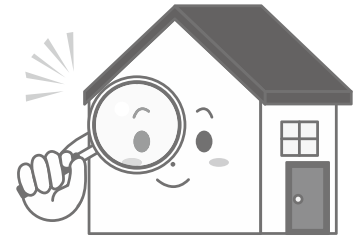


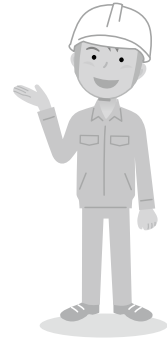
民間住宅 耐震補助事業の お知らせ



地震による木造住宅の倒壊被害を軽減するため、町内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法および伝統構法の戸建て、長屋、共同住宅で貸家を含む）を対象に、無料耐震診断や耐震改修費の補助制度があります。

木造住宅無料耐震診断

建物規模	2階建て以下
対象	住宅の所有者
募集数	5戸（先着順）



無料耐震診断の流れ 役場に申請書を提出

役場から耐震診断員を派遣

派遣後、耐震診断員と現地診断の日程調整をおこなってください。

耐震診断員が現地診断を実施
所有者の立ち合いが必要です。

耐震診断員から診断結果の説明・アドバイス

耐震診断の判定結果により、耐震改修など住宅の耐震化をご検討ください。

耐震診断員とは？

愛知県木造住宅耐震診断員養成講習を修了し、愛知県に登録した者です（耐震診断員登録証を携帯しています）。

以下の補助制度は 無料耐震診断を 受けた住宅が対象です

補助金の申請は、工事契約前におこなってください。契約後の申請は受け付けできません。いずれの補助制度も申請される前に事前相談をお願いします（募集数に達している場合があります）。

木造住宅耐震 改修費補助

対象工事

耐震診断の結果、判定値が1・0未満と判断された住宅の耐震補強工事および耐震補強工事に伴う付帯工事（判定値を1・0以上かつ0・3加算した数値以上とする）

補助額	最大 100万円
募集数	3戸（先着順）

木造住宅段階的 耐震改修費補助

対象工事

耐震診断の結果、判定値が0・4以下と判断された住宅について判定値を0・4以上とする耐震補強工事

補助額	最大 60万円
募集数	1戸（先着順）

木造住宅耐震 シェルター設置費補助

対象工事

耐震診断の結果、判定値が1・0未満と判断された住宅について町が認める耐震シェルターおよび防災ベッドを購入、運搬および設置並びに設置に伴う床の補強工事

補助額	最大 30万円
募集数	2戸（先着順）

木造住宅 除却費補助

対象工事

令和2年度までに耐震診断を受けた住宅であり、耐震診断の結果、判定値が1・0未満と判断された住宅の除却工事
※ただし町内に事務所を有する除却業者がおこなう工事とする。

補助額	最大 40万円
募集数	5戸（先着順）

各種補助制度については、対象となる住宅や対象となる方の条件があり、必要な書類等も異なります。詳しくは、まちづくり推進課までお問い合わせください。

問合せ先 まちづくり推進課

☎ 95-1614

ブロック塀撤去費補助事業のお知らせ

補助事業は今年度で終了します。
申請はお早めをお願いします。

地震等によってブロック塀が倒壊し、人や物に被害を与えてしまうと、その責任をブロック塀の所有者に課せられる場合があります。

ブロック塀等撤去費補助

対象工事
ブロック塀等の全部を撤去する工事
※一部を撤去することで安全性を確保できる場合は、高さが1m未満とします。

補助額	最大 10万円
募集数	約 14戸(予算範囲内)

- 補助額** 最大10万円は、①、②のうち、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た金額になります。(千円未満の端数は切り捨て。)
- ① ブロック塀等の全部または一部の撤去工事に要する費用
 - ② ブロック塀等の長さの延長に1m当たり1万円を乗じて得た金額

※補助制度を利用される場合は、申請前に事前相談をお願いします。また、申請は撤去工事契約前におこなってください。

問合せ先 まちづくり推進課 ☎95-1614

大口町空家等の適正な管理の推進に関する協定を締結

大口町は、空家等が放置され、管理不全な状態になることを防止するために、8月18日付で公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンターと一般社団法人アクティバルの2団体と「大口町空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しました。

方から空家等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介し、草刈りや清掃、見回りなどの作業を速やかに実施してもらうことで、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう取り組みます。

作業の依頼は、直接空家等を所有される方からいずれかの団体にさせていただきます。

作業の依頼

- ▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター
☎95-8101
- ▽一般社団法人アクティバル
☎84-2200

問合せ先 まちづくり推進課
☎95-1614

大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定を締結

大口町農業委員会は、農地等が放置され、管理不全な状態になることを防止するために、8月18日付で公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンターと一般社団法人アクティバルの2団体と「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しました。

所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介し、草刈りや清掃、雑木の軽微な伐採などの作業を速やかに実施してもらうことで、病害虫の発生やゴミの不法投棄、火災の発生を抑制し、周辺環境や景観に悪影響を及ぼさないよう取り組みます。

作業の依頼は、直接農地等を

所有される方からいずれかの団体にさせていただきます。

作業の依頼

- ▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター
☎95-8101
- ▽一般社団法人アクティバル
☎84-2200

問合せ先 農業委員会事務局(まちづくり推進課)
☎95-1614